

## 資料 3

### 諮問事項

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う福岡県環境影響評価条例の改正について

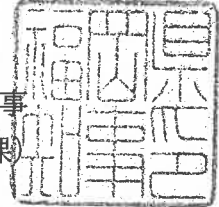




4 自 第 5 8 9 号  
令和 4 年 8 月 9 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事  
(環境部自然環境課)



地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う福岡県環境影響評価  
条例の改正について (諮問)

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う福岡県環境影響評価条例の改正  
について、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

福岡県環境影響評価条例の改正

#### 2 諮問理由

本県では、平成11年6月の環境影響評価法(以下「アセス法」という。)の施行後、同年12月に福岡県環境影響評価条例(以下「条例」という。)を施行するなど、法と条例の一体的な運用により環境影響評価制度を実施してきたところである。

昨年、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)の改正によりアセス法の特例が規定され、一定の条件を満たす地域脱炭素化促進施設(太陽光発電施設等)の整備についてはアセス法に基づく計画段階環境配慮書に係る手続(以下「配慮書手続」という。)の規定を適用しないこととされ、この改正が本年4月1日から施行された。

については、本県における環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることに鑑み、福岡県環境影響評価条例についても、別紙のとおり、改正温対法と同様に配慮書手続の適用除外規定を追加することについて、貴審議会の意見を求めるものである。



地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う  
福岡県環境影響評価条例の改正について

- 市町村は、温室効果ガスの排出量削減のための「地方公共団体実行計画」に、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や地域の環境の保全のための取組等を定めるよう努めることとされた。（第21条第5項）
- 都道府県は、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる（第21条第6項）。
- 市町村から、地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けた「地域脱炭素化促進事業計画」に記載された事業については、関係法令の手続のワンストップ化等の特例を受けられることとされた。この特例の一つとして、事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書手続）の省略が定められた（第22条の11）。
- これは、環境影響評価法の配慮書手続において検討すべき配慮事項が、法に基づく都道府県基準及び市町村における促進区域の設定に当たっての検討過程において検討されることが担保されていることに鑑み、地域脱炭素化促進事業の促進の観点からも重複する検討を事業者に課さないという趣旨である。（令和4年4月1日付 環境省総合環境政策統括官通知）
- この趣旨を踏まえ、福岡県環境影響評価条例においても、市町村から認定を受けた事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備について配慮書手続の適用を除外する規定を追加する。

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条

1～4 （略）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7～17 （略）

（環境影響評価法の特例）

第二十二条の十一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二条の二第二項第四号の整備（第二十一条第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

# 環境影響評価法と環境影響評価条例の手続図

